

## 《 差別解消のために ～気づきから行動へ～ 》

- 忌避意識の背景には部落差別問題に対する無知や誤った理解があります。差別をなくしていくために大切なことは、今ある差別について正しく知ることです。「部落差別解消推進法」を知ると同時に、町別懇談会や研修会などへ積極的に参加しましょう。
- 差別のないまちづくりのために、自分には何ができるのか、何をすればよいのかなど、具体的な取組について考えてみてください。

### 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律のポイント)

#### 第1条(目的)

「現在もなお部落差別が存在する」とし「部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。



#### 第4条(相談体制の充実)

国・地方公共団体は、相談体制の充実を図ります。



#### 第2条(基本理念)

国民一人一人の理解を深めるように、部落差別の解消に関する施策を行います。



#### 第5条(教育及び啓発)

国・地方公共団体は、教育及び啓発の推進に努めます。



#### 第3条(国及び地方公共団体の責務)

国は部落差別の解消に関する施策、地方公共団体はその地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めています。



#### 第6条(部落差別の実態に係る調査)

国は地方公共団体の協力を得て「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。



※法律の全文は総務省ホームページを御覧ください。

「あの人は同和地区出身だから…。」「部落出身だから…」などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされたりするなどの事案が依然として存在しています。部落差別(同和問題)を解消することが必要です。

# 「部落差別解消推進法」 をご存じですか

2016(平成28)年12月16日施行



### インターネット上の差別書き込み

インターネット上に同和地区と称して多数の地名や地域を書き込む行為等、匿名性と拡散性を利用した人権侵害が発生しています。



### 土地差別

都市開発、マンション建築や土地の売買等で、対象の土地が同和地区であるかどうかを調査したり、同和地区の物件を避けたりする、いわゆる「土地差別」の事例が報告されています。



### 身元調査

出身地を調べたり、特定の地区かどうか調査したりなどの事案が発生しています。こうした調査は、結婚差別や就職差別などの、不当な扱いにつながりかねないものです。



### 差別発言・差別落書き

特定の地区や人に対して、差別発言や差別落書きをするなどの事案が発生しています。

### 部落差別(同和問題)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

東近江市 市民環境部 人権・男女共同参画課

東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5620 IP 050-5801-5620 FAX 0748-24-0217

## 次の事例について考えてみましょう

### ●ある日の仲間同士の会話から

イノシシさん、タヌキさん、キツネさんは、同じパソコン教室の仲間です。3人は別々のまちに住んでいます。イノシシさんはその教室の講師で、タヌキさん、キツネさんにパソコンを教えています。パソコン教室の帰りには、3人でよく喫茶店に行きます。ある日のこと、パソコン教室の帰りに、いつものように喫茶店でコーヒーを飲みながら談笑していると、次のような会話になりました。

①以前働いていた職場に横柄な上司がいて、私の事が嫌いだったのか、何かにつけ嫌がらせをされたわ。それに、よく役立たずとか、辞めてしまえと怒鳴られたり、陰口を言われたりしたこともあったわ。



ひどい話やなあ。それパワハラやないか。



②だんだん仕事に行けんようになって、結局仕事を長期間休むことになってしもたわ。



家族もいるのに大変やなあ、しんどかったやろ。助けてくれる人はいなかったんか。



もう昔のことやけど思い出したくないわ。その時の職場の人とは会いたくもないな。



働いて3年目の息子がいるけど、そんな話を聞くと心配になるわ。結婚も控えてるのに。仕事大丈夫やろか。



そんなことより、息子さんが結婚とはめでたいな。相手の娘さんはどんな人や？



息子の同級生や。そういえば友達がイノシシさんと同じ町内に住んでるらしい。そこの親もパソコンが得意みたいやわ。たしかクマさんとかいう名前や。



③クマさんやったら知ってるで。住んでるのは同じ地名やけど、自治会は別や。その人たちと自分は違うねん。



違うって何が？



あそこは同和や、同和 ※



④ ……。



※ここでは、被差別部落やそこに住む人のことを言っている。  
(元々は施策の名称であった。)



⑤



## 学ぶポイント

### ●左の会話の①～⑤について、何が問題か考えてみましょう

①「以前働いていた職場に横柄な上司がいて、私の事が嫌いだったのか、何かにつけ嫌がらせをされたわ。それに、よく役立たずとか、辞めてしまえと怒鳴られたり、陰口を言われたりしたこともあったわ。」

➔上司の行動や発言(大声で怒鳴ったり、陰口を言うことなど)は、パワーハラスメントにあたります。

### パワーハラスメントとは…

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

出典：厚生労働省

②「だんだん仕事に行けんようになって、結局仕事を長期間休むことになってしもたわ。」

➔当時、誰か一人でも「大丈夫か?」と言ってくれていたら、随分楽になれたのではないのでしょうか。そのような場面を見かけたら、助けてあげましょう。また、一人で悩まずに、勤務先の担当部署や労働基準監督署などの相談窓口にご相談しましょう。

③「住んでるのは同じ地名やけど、自治会は別や。その人たちと自分は違うねん。」

➔「被差別部落出身者と思われたくない」「自分や家族が差別されるかもしれない」という差別に対する不安やおそれがあるため、被差別部落から距離を置いて自分自身を守ろうとする意識を忌避意識と言い、このような意識が新たな差別を生むことにつながるということを理解する必要があります。

④「……。」

⑤「」

➔決して傍観者にならず、「イノシシさん、それは部落差別だよ。そのような考え方は間違っているよ。」と、間違った言動を正すようにしましょう。もし、3人の中に同和地区出身者がいた場合、その場に居合わせることで、とてもつらい思いをすることも考えられます。そういったことも考慮した行動が大切です。